富加町告示　第６３号

入　札　公　告

県道富加・七宗線舗装補修工事（その２）について、事後審査型制限付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２０日

加茂郡富加町長　渡　邉　圭　太

記

１．一般競争に付する事項

（１）仕様書番号　　建公工　第２号
（２）工 事 名　　県道富加・七宗線舗装補修工事（その２）
（３）工事場所　　加茂郡富加町滝田地内
（４）工　　期　　契約締結日 から 令和９年２月２６日
（５）工事概要　　舗装復旧工事
　　土工　　N=1 式
　　舗装工　A=2440.2m2
　　区画線工 N=1 式
（６）予定価格　33,006,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（７）最低制限価格　有
（８）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
（９）本工事は、電子入札システム（町の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）で行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

２．入札参加資格

事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。
（１）富加町競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、この公告の日（以下「公告日」という。）から入札（開札）日までのいずれかの日においても、富加町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止期間ではないこと。
（２）富加町競争入札参加資格者名簿の可茂管内（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）又は関市に本社、支店又は営業所で登録されている者であること。
（３）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表に規定する同法許可業種のうち、ほ装工事業の許可を受けた者で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値〔P〕（ほ装工事業）が８７０点以上であること。ただし、富加町内に本店、支店又は営業所があり、事業活動を行っているものについては、総合評定値〔P〕（ほ装工事業）を問わない。（事後審査事項）
（４）この工事に対応する建設業法第 26 条の技術者等を配置できること。（事後審査事項）
（５）告示前１０年以内に、官公庁発注の１件が予定価格の１／３以上のほ装工事を元請として施工した実績（完成引渡し済）があること。（事後審査事項）
（６）富加町が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱別表に掲げる排除措置要件のいずれにも該当しないこと。（事後審査事項）
（７）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係ある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない（事後審査事項）。
①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

④その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

３．設計図書等の閲覧

設計図書等は、町ホームページ及び電子入札システムにおいて閲覧に供する。

４．入札参加の申請

入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書（様式第１号）を次に定めるところにより電子入札システムを用いて提出しなければならない。

申請書の提出期間　公告の日から令和８年１０月３０日（金）午後５時まで

＊紙入札方式の場合も、同期間とする。

５．質疑応答

設計図書等に対する質疑がある場合は、令和８年１０月２７日（火）の午後４時までに町ホームページの入力フォームより提出すること。

トップページ＞入札・契約＞入札に関する質問について

https://www.town.tomika.gifu.jp/docs/2049139.html

回答については、令和８年１０月２９日（木）までの間に町ホームページに順次掲載を行う。

６．入札方法

電子入札システムによる事後審査型制限付き一般競争入札とする。ただし、紙入札方式が認められた者にあっては、持参により提出すること。

７．電子入札応札期間

令和８年１１月５日（木）午前８時から令和８年１１月６日（金）午後４時まで

＊紙入札方式の場合も、同期間とする。

８．開札日時及び場所

開札執行日時　令和８年１１月９日（月）午前９時

開札執行場所　富加町役場 総務課

９．落札候補者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低）の者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合であって、調査基準価格以下の入札があった場合は、低入札価格調査を行ったうえで、落札候補者を決定する。

（２）落札価格は入札書記載金額に該当金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とする。

（３）落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合は、くじによって落札候補者を

決定する。

（４）落札候補者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号）と次に掲げる書類を令和８年１１月１２日（木）午後４時までに持参すること。

①直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

②配置予定技術者の資格及び工事経歴　※１

③施工実績を確認できる資料

④その他入札参加資格が確認できる書類

※１　配置予定技術者については、監理技術者資格者証（写し）、監理技術者講習修了証（写し）等の資格を確認できる資料及び工事経験を確認できる資料（CORINS 等）を添付すること。

※上記以外の書類を要求することがあります。

１０．入 札 保 証 金　免除

１１．契 約 保 証 金　[要]・不要

１２．前　　払　　金　[有]・無

１３．議 会 の 議 決　要・[不要]

１４．工事内訳書の提出　要

１５．入札の無効

本公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに富加町契約規則（昭和３９年規則第３３号）第１４条及び富加町入札心得第３の各号に違反した入札は、無効とする。

１６．入札等の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止するときがある。この場合における損害は各入札者の負担とする。

１７．談合情報及び談合行為に対する措置

落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条若しくは第８条第１項第１号又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３に違反した場合は、当該契約した契約金額の１０分の１に相当する額を支払わなければならない。

１８．落札の無効

落札者は、落札の告知を受けた日から原則として指定した着手日までに契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

１９．その他

この公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、同法施行令（昭和２２年政令第１６号)、富加町建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札試行要領（平成１９年富加町訓令甲第５号)、及び富加町電子入札運用基準等関係法令の定めるところによる。

２０．問い合わせ先

富加町総務課総務係　　（電　話　０５７４－５４－２１１１）内線１１２
（ＦＡＸ　０５７４－５４－２４６１）